

公益財団法人 福岡市中小企業従業員福祉協会における事務事業から
暴力団等を排除するために講じる措置に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第5条の規定に基づき、公益財団法人 福岡市中小企業従業員福祉協会（以下、「本協会」という。）が実施する事務事業の円滑かつ適正な運営を確保するため、本協会が実施する事務事業において暴力団を利することとならないように講じる措置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 事務事業

別表第1に掲げる事業をいう。

(2) 暴力団（暴排条例第2条第1号）

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(3) 暴力団員（暴排条例第2条第2号）

法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

次に掲げる個人、法人及び団体（法人及び団体については、役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準じる者をいい、相談役、顧問、その他のいかなる名称を有するものであるかを問わず、法人及び団体に対し業務を執行する社員、相談役、執行役又はこれに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。）以下「対象者等」という。）をいう。

ア 法人及び団体にあつては、暴力団員が経営に事実上参加しているもの

イ 法人及び団体にあつては、暴力団員の親族等が代表取締役、理事長を務めているが、実質的には当該暴力団員がその運営を支配しているもの

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用又は使用しているもの

エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結しているもの

オ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与しているもの

カ 法人及び団体にあつては、役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有しているもの

(5) 排除対象事項

前3号に定める者が、事務事業の対象となり、又は事務事業を行うに当たり契約の相手方となることをいう。

(6) 排除措置

許認可、登録、助成金、交付金、貸付金、契約等の拒否その他の排除対象事項となることを防止する措置をいう。

(排除措置の例外)

第3条 次の各号に掲げる場合は、排除措置を行わないことができるものとする。

- (1) 災害時等緊急を要する場合であつて、排除措置をとることにより事務事業が遅延し、市民生活に支障をきたすと判断される場合
- (2) 排除措置を講ずることによって、事務事業の目的、趣旨を大幅に逸脱、又は基本的人権を侵害すると判断される場合
- (3) 事務事業を実施するための対象者等が、福岡市契約事務規則(昭和39年規則第16号)第4条、福岡市水道局契約事務規程(昭和49年企業管理規程第10条)第4条及び福岡市交通局契約事務規程(昭和49年高速鉄道事業管理規程第2号)第4条の規定に基づき競争入札有資格者名簿に登載された者(以下「有資格者」という。)である場合。ただし、当該有資格者が一般競争入札参加停止及び指名停止(以下「競争入札参加停止」という。)措置の期間中は、この限りではない。

(事後措置等)

第4条 事務事業の実施において、その対象者等が排除対象となる事実が後日判明した場合は次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 許認可等の場合は、速やかに許認可等を取り消すものとする。
- (2) 助成金、負担金、交付金及び貸付金の場合は、交付、貸付の決定を取り消すとともに助成金、負担金、交付金及び貸付金の返還を求めるものとする。
- (3) 契約履行中の場合は、契約を解除するものとする。

(排除対象の確認方法)

第5条 排除対象は、「公益財団法人福岡市中小企業従業員福祉協会が暴力団排除措置を講じるための連携に関する協定書」に基づき、対象者等より「暴排条例に関する誓約書(別紙様式)」(以下、「誓約書」という。)の提出された後、当該誓約書を基に県警本部への照会を行い確認するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関しその他必要な事項は理事長が別途定めるものとする。

(附則)

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

別表1

事業名	内 容
契約事務	本協会事務事業の業務委託契約、物品購入契約等

様式

暴排条例に関する誓約書

平成 年 月 日

公益財団法人福岡市中小企業従業員福祉協会
理 事 長 様

所在地

名称

代表者役職名・氏名

印

公益財団法人福岡市中小企業従業員福祉協会の契約事務申請（参加）にあたり、下記事項について相違ないことを誓約します。なお、本契約内容の確認のため、役員名簿を提出し、警察への照会確認されても異議を申し立てません。

記

福岡市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）が代表者又は、役員となっている法人等ではありません。

福岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係を有する次に掲げる法人等ではありません。

- ・暴力団員が経営に事実上参加している法人等ではありません。
- ・暴力団員の親族等が代表取締役、理事長を務めているが、実質的には当該暴力団員がその運営を支配している法人等ではありません。
- ・暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している法人等ではありません。
- ・暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している法人等ではありません。
- ・暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している法人等ではありません。
- ・役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している法人等ではありません。

役員名簿

役職名	氏名	よみがな	性別	生年月日